

福祉利用割引券

- ◆**対象** 市内に6カ月以上継続して住民登録または外国人登録をし、次のいずれかに該当する在宅の方
 - 70歳以上の方
 - 身体障害者手帳(1級・2級)をお持ちの方
 - 療育手帳(A判定)をお持ちの方
 - 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方

※特養老人ホームに入所または病院・診療所に長期入院の方は申請できません。退所または退院してから申請してください

- ◆**日時・場所** ※市役所では受け付けていません

場所	日時	中央バス臨時販売所
りんくる(花川北6-1)	4月2日(月)～6日(金) 9:30～16:30	○
	4月9日(月)以降、土日祝日を除く毎日8:45～17:15随時受付	×
ひまわり会館(花川南5-3)	4月2日(月)～4日(水)・7日(土) 9:30～16:30	○
観光センター(親船町107)	4月2日(月) 10:00～16:30	○
八幡コミセン(八幡2-332)	4月2日(月) 10:00～16:30	○
花川南第1会館(花川南8-1)	4月4日(水) 10:00～16:30	○
白樺会館(花川北2-5)	4月5日(木) 10:00～16:30	○
厚田保健センター(厚田45-5)	4月2日(月) 10:00～12:00	○
	4月3日(火)以降、土日祝日を除く毎日8:45～17:15随時受付	×
古潭会館(古潭40-2)	4月2日(月) 13:15～13:45	○
望来コミセン(みなくる)(望来27-7)	4月2日(月) 14:00～15:00	○
聚富会館(聚富126-11)	4月2日(月) 15:15～16:00	○
虹が原会館(虹が原165-345)	4月9日(月) 10:00～11:00	○
桂沢会館(望来129-10)	4月9日(月) 11:15～12:00	×
浜益支所(浜益2-3)	4月2日(月)以降、土日祝日を除く毎日8:45～17:15随時受付	×
	4月9日(月) 13:00～14:00	○
実田会館(実田129-2)	4月2日(月) 9:30～10:30	×
柏木コミセン(柏木3-15)	4月2日(月) 11:00～12:00	×
毘砂別会館(毘砂別35-4)	4月2日(月) 13:00～14:00	×
川下コミセン(川下30-19)	4月2日(月) 14:30～15:30	×
群別自治会館(群別596-1)	4月3日(火) 13:00～14:00	×
幌会館(幌21-2)	4月3日(火) 14:30～15:30	×

- ◆**アンケートを実施します** 利用者の意向を確認させていただきたく、3月下旬に送付する案内文などと一緒にアンケート用紙を同封します。申請の際に会場で提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

- ◆**問合せ** 高齢者支援課 ☎72-6121 厚田支所市民生活課 ☎78-1033
浜益支所市民生活課 ☎79-2112

障がい者福祉タクシー利用券

- ◆**対象** 市内に6カ月以上継続して住民登録をし、次の①～③のいずれかに該当する方
 - ①身体障害者手帳(1級または2級の視覚・下肢・体幹、心臓や腎臓など内部障がい)をお持ちの方
 - ②療育手帳(A判定)をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

- ◆**持ち物** 手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、窓口に来られる方の印鑑、本人確認ができるもの(免許証、保険証など)

※対象者には3月下旬に案内文と申請書兼委任状を送付します

- ◆**日時** 4月2日(月)～ ◆**場所** りんくる、厚田保健センター、浜益支所

※福祉利用割引券の交付の会場でも受け付けます

- ◆**問合せ** 障がい支援課 ☎72-3194 厚田支所市民生活課 ☎78-1033
浜益支所市民生活課 ☎79-2112



高齢の方や障がいのある方の
外出支援や健康増進を図るため
障がい者福祉タクシー利用券
を交付します

福祉利用割引券



対象者には3月下旬に案内文を送付します

市が指定した交通機関・施設(バス、ガンリンスタンド、温泉、パークゴルフ、市民プールなど)を利用の際、料金が割引になる「福祉利用割引券」と、タクシーの基本料金を助成する「障がい者福祉タクシー利用券」を交付します。

寄贈された鮭たたき棒

昨年末、平取町で使用された「イサバキクニ」というアイヌのサケ漁具を資料館に寄贈していただきました。関係の方々に深く感謝申し上げます。すでに資料館にもこの道具がありますが、実際使用されたものでなく複製品です。それでぜひ本物が欲しかったのです。

実は、この道具は、毎年漁のたびに新調され、古いものは幣場ぬさば（神を祭る祭壇のある場所）に供えられることが多く、手に入りにくい資料なのです。

「イサバキクニ」とは「その頭を・たたく・木」という意味で、「それ」とはサケのことだそうです。日本語では「鮭たたき棒」などと呼ばれます。アイヌの伝統文化では、サケをこの道具でたたいて殺さないとサケが来なくなると言われています。ですからこれはただの棒でなくサケの再来、豊漁を願う儀式用の道具とも言えます。そのため棒には儀式で使う

「イナウ（削り掛け）」と同じような加工があります。

寄贈品は3点で、長さ49cmから54cm、直径3cmから4cm。ヤナギの木で作られています。また3本とも別にイナウが付けられています。このような例は初めて見ました。平取地方独特の習慣なのかもしれません。これを除くと、寄贈品は標準に近い形をしています。ところで鮭たたき棒にはいくつもの謎があります。例えば、寄贈



図1:寄贈品(下 長さ54cm)



図2:鮭たたき棒使用イメージ

されたタイプの棒を標準に近いとお伝えしましたが、実は江戸時代までは野球のバットのような形をしていました(図3)。このタイプは紅葉山49号遺跡などで出土していて、ルーツが縄文時代であると推定されます。おそらく明治時代以降、この形になったのでしょうが、正確な時期やなぜこの形に変化したかなどはわかっていません。

(石橋孝夫)

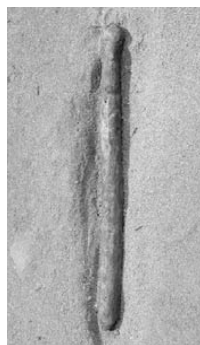


図5:紅葉山49号遺跡の鮭たたき棒(長さ51cm)



図4:鮭たたき棒とサケ(森岡健治さん撮影)

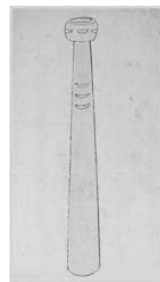


図3:江戸時代の鮭たたき棒